

広島県告示第五百十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十二年六月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道二二七号	尾道市因島中庄町字前新開三三二地先から尾道市因島中庄町字前新開三三二地先まで	平成二十二年六月三日